

## ○栗原市有資格業者に対する指名停止要領

平成17年4月1日

告示第135号

改正 平成17年11月15日告示第233—2号

平成20年10月29日告示第190号

平成24年12月12日告示第186号

平成29年3月23日告示第63号

令和元年8月30日告示第92号

令和3年3月31日告示第107号

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事、建設工事に関連する設計等の委託業務、物品調達等における適正な業者選定の確保を図るため、有資格業者に対する指名停止措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平20告示233—2・令元告示92・令3告示107・一部改正)

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 栗原市建設工事に係る競争入札の参加資格承認等に関する要綱（平成20年栗原市告示第7号）第6条第2項、栗原市建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱（平成20年栗原市告示第8号）第6条第2項及び栗原市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成20年栗原市告示第9号）第6条第2項の規定により、競争入札に参加する資格を有すると認められ、競争入札参加資格承認者名簿に登録されているものをいう。
- (2) 市発注工事等 市が発注する工事等（建設工事、建設関連業務（建設工事に関連する測量、設計、調査等の委託業務をいう。以下同じ。）、委託業務、物品調達等をいう。）をいう。
- (3) 指名停止 有資格業者に対し、期間を定めて市発注工事等の入札参加資格及び指名を停止する措置をいう。
- (4) 指名停止期間 有資格業者が指名停止措置を受けている期間をいう。
- (5) 措置要件 別表左欄に掲げる措置要件をいう。
- (6) 措置期間 措置要件ごとに定める別表右欄に掲げる措置期間をいう。
- (7) 指名停止業者 指名停止期間中の有資格業者をいう。
- (8) 選定委員会 栗原市工事請負業者選定委員会規程（平成17年栗原市訓令第66—1号）第2条に規定する特別業者選定委員会をいう。
- (9) 共同企業体等 栗原市工事共同企業体運用基準（平成17年栗原市告示第137号）第2条第1項に規定する共同企業体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。
- (10) 入札参加資格申請書 栗原市建設工事執行規則取扱要綱（平成17年栗原市

訓令第57号)第7条第1項に規定する入札参加資格確認申請書をいう。

- (11) 公共機関の職員 刑法(明治40年法律第45号)第7条第1項に規定する公務員及び特別法上の公務員とみなされる者をいう。
- (12) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)、専務取締役以上である者及び代表権のない取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、理事長等をいう。
- (13) 一般役員等 有資格業者の代表役員等以外の代表権を有しない役員等で、会計参与、監査役、執行役員、常務取締役、取締役、支店長、営業所長等をいう。
- (14) 使用人 有資格業者の使用人であって、代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。
- (15) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者をいう。

(令元告示92・追加、令3告示107・一部改正)

(指名停止の決定)

第3条 市長は、有資格業者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、選定委員会に諮り、措置期間に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 指名停止の開始日は、市長が定める日とする。
- 3 指名停止期間は、事案ごとに3年を超えることができない。
- 4 市長は、有資格業者に対する指名停止を行ったときは、指名停止通知書(様式第1号)により、指名停止業者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、指名停止業者から改善措置の報告を徴することができる。
- 5 市長は、市発注工事等の請負契約に係る指名を行う際に、指名停止業者を指名してはならない。
- 6 市長は、指名停止業者を現に指名しているときは、入札の執行前には当該指名を取り消し、入札執行後契約締結前には当該契約を締結しないものとする。

(平20告示233—2・平24告示186・一部改正、令元告示92・旧第2条繰下・一部改正、令3告示107・一部改正)

(下請負人及び共同企業体等に関する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体等の指名停止を行うときは、共同企業体等の構成員である有資格業者(明らかに当該指名停止について責めを負わない

と認められる者を除く。)について、当該共同企業体等の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止業者を構成員に含む共同企業体等について指名停止を行うときは、当該指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

4 前条第2項から第6項までの規定は、前3項の規定により指名停止を行うときに準用するものとする。

(令元告示92・旧第3条繰下・一部改正、令3告示107・一部改正)

(指名停止期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとの措置期間のうち最も長いものをもって措置期間とする。

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、該当しない場合の措置期間に、それぞれ措置期間の短期(措置期間中、最も短い期間をいう。)を加算した期間とする。

(1) 指名停止期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、再び措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 別表13の項から21の項までの措置要件による指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、再び同表13の項から21の項までの措置要件にそれぞれ該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

3 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、措置期間の2分の1の期間まで指名停止期間を短縮することができる。この場合において、1月の2分の1の期間は15日とする。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があったとき、又は極めて重大な結果を生じさせたときは、措置期間の2倍の期間まで指名停止期間を延長することができる。

5 市長は、指名停止業者について、指名停止期間中に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項の規定による指名停止期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

6 市長は、前項の規定により指名停止期間を変更したときは、指名停止変更通知書(様式第2号)により、当該指名停止業者に通知するものとする。

7 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、指名停止期間の満了後に極めて悪質な事由が明らかになったときは、当該指名停止期間を延長した場合の期間から、当該指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

8 市長は、有資格業者が、過去に有資格業者でない時点において、措置要件に該当した場合、又は措置要件に該当する行為が過去に有資格業者であった期間のものであることが明らかになったとき(当該措置要件に該当する行為に対し、既に市から指名停止を受けた場合を除く。)は、当該措置要件による措置期間の範囲内におい

て、新たに有資格業者となった時点から指名停止を行うことができる。

(平24告示186・一部改正、令元告示92・旧第4条繰下・一部改正、令3告示107・一部改正)

(指名停止の解除)

第6条 市長は、指名停止業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、選定委員会に諮り、指名停止を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止を解除したときは、指名停止解除通知書(様式第3号)により、当該指名停止業者に通知するものとする。

(令元告示92・旧第5条繰下・一部改正)

(指名停止の承継)

第7条 会社の合併、分割、又は営業譲渡等の組織変更により、指名停止業者の業務(個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。以下同じ。)を承継した有資格業者は、指名停止の措置を承継するものとする。

2 指名停止の措置要件に該当する行為を行った後に、会社の合併、分割、又は営業譲渡等による組織変更をしたときは、当該行為を行った業務を承継した有資格業者に指名停止を行うものとする。

(令3告示107・追加)

(措置要件該当の報告)

第8条 市発注工事等を所掌する部長は、当該工事等を施工又は履行する有資格業者が措置要件に該当する又は該当するおそれがあると認めるときは、指名停止措置要件該当報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(平24告示186・一部改正、令元告示92・旧第6条繰下・一部改正、令3告示107・旧第7条繰下)

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、大規模災害の応急復旧工事及び当該指名停止業者にしかできない特殊な技術を要する場合であって、真にやむを得ない理由があり、選定委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(平24告示186・令元告示92・一部改正、令3告示107・旧第8条繰下・一部改正)

(下請等の禁止)

第10条 指名停止業者は、市発注工事等を下請けし、又は受託してはならない。ただし、大規模災害の応急復旧工事及び当該指名停止業者にしかできない特殊な技術を要する場合であって、真にやむを得ない理由があり、選定委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(令元告示92・一部改正、令3告示107・旧第9条繰下・一部改正)

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止に至らない事由により必要があると認めるときは、当該

有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

(平24告示186・令元告示92・一部改正、令3告示107・旧第10条繰下)

(指名停止情報の公表)

第12条 市長は、第3条第1項の規定により有資格業者に対する指名停止を行ったときは、次に掲げる事項について、栗原市有資格業者指名停止情報一覧(様式第5号)により公表するものとする。

(1) 指名停止業者の商号又は名称及び住所又は所在地

(2) 指名停止の期間及び指名停止の理由

(3) 措置要件

(令元告示92・旧第12条繰上・一部改正、令3告示107・旧第11条繰下)

(指名回避)

第13条 市長は、有資格業者が、措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、当該事実を知った日から第3条第1項の規定による指名停止を行うまでの間、当該有資格業者の指名を回避することができる。

2 市長は、第11条の規定により、有資格業者に対して書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行った場合において、特に必要があると認めるときは、当該有資格業者の指名を回避することができる。

(平24告示186・一部改正、令元告示92・旧第13条繰上・一部改正、令3告示107・旧第12条繰下・一部改正)

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、指名停止措置に関し必要な事項は、市長が必要と認めた都度、選定委員会に諮り決定する。

(令元告示92・旧第14条繰上・一部改正、令3告示107・旧第13条繰下)

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月15日告示第233—2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月29日告示第190号)

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月12日告示第186号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定に基づいてした指名停止については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月23日告示第63号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定に基づいてした指名停止については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月30日告示第92号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の栗原市有資格業者に対する指名停止要領の相当規定によりしたものとみなす。

附 則（令和3年3月31日告示第107号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定に基づいてした指名停止については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条、第5条、第8条、第12条、第13条関係）  
（令3告示107・全改）

措置要件	措置期間
<p>（虚偽記載等）</p> <p>1 有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1） 市発注工事等の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格申請書及び添付資料その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をしたとき。</p> <p>（2） 市の入札参加登録に当たり、虚偽の記載により有資格業者となったとき。</p> <p>（過失等による粗雑工事等）</p> <p>2 市発注工事等の施工又は履行に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められる場合において、次の各号のいずれかに該当し、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）となったとき（契約不適合の程度が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>（1） 修補が不可能なとき。</p> <p>（2） 栗原市工事検査規程（平成17年栗原市告示第138号）に基づく完成検査（以下「完成検査」という。）で不合格とされ修補を要したとき、又は引渡し（部分引渡しを含む。）後に契約不適合が判明し、工事執行者（栗原市建設工事執行規則（平成17年栗原市規則第174号）第2条第2号に規定する工事執行者をいう。）から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>（3） 施工中に契約不適合が判明したとき。</p> <p>3 市以外の公共機関が発注した工事等（施工又は履行の現場が県内のものに限る。）の施工又は履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。</p> <p>（故意による粗雑工事等）</p> <p>4 市発注工事等の施工又は履行に当たり、故意に工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>（工事成績不良）</p>	<p>1月以上9月以内</p> <p>24月</p> <p>5月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>24月</p>

5	市発注工事等の施工において、完成検査に係る工事成績の総合点が65点未満のとき。 (契約違反等)	3月
6	市発注工事等の施工又は履行に当たり、次の各号のいずれかに該当し、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 受注者の事由により契約解除になったとき。 (2) 関係法令に抵触する事実が判明したとき。 (3) 履行遅延となったとき。 (4) 栗原市建設工事等暴力団等排除措置要綱(平成20年栗原市告示第189号)第7条第4項の規定に該当したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、契約違反行為が判明したとき。 (契約不締結)	7月以上12月以内 4月以上12月以内 4月以上6月以内 4月以上6月以内 1月以上6月以内
7	市発注工事等において、落札決定したにもかかわらず、工事等の請負契約を締結しなかったとき。 (再度の警告)	3月以上9月以内
8	市発注工事等において、書面による警告を受けた日から1年を経過するまでの間に、警告すべき事由が発生したとき。 (安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	1月
9	市発注工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与え、次の各号のいずれかに該当したとき。 (1) 受注者若しくは工事等関係者が逮捕されたとき、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、若しくは送検されたとき。 (2) 前号以外のとき。	2月以上9月以内 1月以上6月以内
10	県内における工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、受注者若しくは工事等関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1月以上3月以内



(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)	
1 1 市発注工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 受注者若しくは工事等関係者が逮捕されたとき、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、若しくは送検されたとき。	1 月以上5 月以内
(2) 前号以外のとき。	1 月以上3 月以内
1 2 県内における工事等の施工又は履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、受注者若しくは工事等関係者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 月以上2 月以内
(贈賄)	
1 3 次に掲げる者が、市長、市議会議員、その他特別職及び一般職の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	2 2 月以上2 4 月以内
(2) 一般役員等	1 9 月以上2 1 月以内
(3) 使用人	1 2 月以上1 8 月以内
1 4 次に掲げる者が、県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	1 8 月以上2 0 月以内
(2) 一般役員等	1 5 月以上1 7 月以内
(3) 使用人	8 月以上1 4 月以内
1 5 次に掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	1 4 月以上1 6 月以内
(2) 一般役員等	1 1 月以上1 3 月以内

<p>(3) 使用人</p>	<p>月以内 4月以上10月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>1 6 次に掲げる工事等において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（21の項に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>(1) 市発注工事等</p>	<p>16月以上24月以内</p>
<p>(2) 県内の工事等</p>	<p>12月以上20月以内</p>
<p>(3) 県外の工事等</p>	<p>8月以上16月以内</p>
<p>1 7 次に掲げる工事等において、独占禁止法第19条の規定に違反し、請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 市発注工事等</p>	<p>6月以上8月以内</p>
<p>(2) 県内の工事等</p>	<p>4月以上6月以内</p>
<p>(3) 県外の工事等</p>	<p>2月以上4月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p>	
<p>1 8 次に掲げる者が、市発注工事等において、公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に該当する場合。以下同じ。）又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（21の項に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>(1) 代表役員等</p>	<p>24月</p>
<p>(2) 一般役員等</p>	<p>20月</p>
<p>(3) 使用人</p>	<p>16月</p>
<p>1 9 次に掲げる者が、県内の工事等において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の</p>	

容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	20月
(2) 一般役員等	16月
(3) 使用人	12月
20 次に掲げる者が、県外の工事等において、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 代表役員等	16月
(2) 一般役員等	12月
(3) 使用人	8月
(重大な独占禁止法違反行為等)	
21 市発注工事等において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるもので、次の各号のいずれかに該当したとき。	
(1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。	24月以上36月以内
(2) 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24月以上36月以内
(建設業法違反行為)	
22 次に掲げる工事等において、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 市発注工事等	1月以上14月以内
(2) 県内の工事等	1月以上12月以内
(3) 県外の工事等	1月以上10月

<p>2 3 次に掲げる工事等において、建設業法に違反し、監督処分がなされたとき（市発注工事等以外に係る指示処分は除く。）。</p>	<p>以内</p>
<p>(1) 市発注工事等</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p>
<p>(2) 県内の工事等</p>	<p>1 月以上 8 月以内</p>
<p>(3) 県外の工事等</p>	<p>1 月以上 5 月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p>	
<p>2 4 次に掲げる工事等において、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(1) 市発注工事等</p>	<p>1 2 月以上 2 4 月以内</p>
<p>(2) 県内の工事等</p>	<p>6 月以上 1 8 月以内</p>
<p>(3) 県外の工事等</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等)</p>	
<p>2 5 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当し、請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 代表役員等若しくは一般役員等が暴力団員であると認められるとき、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。</p>	<p>2 4 月</p>
<p>(2) 有資格業者（使用人が有資格業者のために行った行為は有資格業者の行為とみなす。以下同じ。）、代表役員等若しくは一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等の威力を利用したと認められるとき。</p>	<p>2 4 月</p>
<p>(3) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する</p>	<p>2 4 月</p>

<p>など積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認めるとき。</p>	
<p>(4) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	2 4 月
<p>(5) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引し、又は不当に利用していると認められるとき。</p>	2 4 月
<p>(6) 代表役員等、一般役員等若しくは使用人が、工事等に関して暴力的不法行為等（暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行ったと認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	6 月以上 1 2 月以内
<p>2 6 前各項に掲げる場合のほか、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する不正又は不誠実な行為をし、請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>(1) 工事等に関して法令違反（他の措置要件に該当する場合を除く。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	1 月以上 1 2 月以内
<p>(2) 建設工事及び建設関連業務に関して法令に違反し、所管行政庁から行政処分を受けたとき（2 3 の項に掲げる場合を除く。）。</p>	1 月以上 1 2 月以内
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、工事等に関して不正又は不誠実な行為が認められるとき。</p>	1 月以上 6 月以内
<p>2 7 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	1 月以上 6 月以内

第 年 月 日  
号

承認通知書番号  
住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

栗原市長 印

指名停止決定通知書

栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定に基づき、指名停止を行うことを決定したので、下記のとおり通知します。

なお、指名停止期間中は、栗原市が発注する工事等（業務委託、物品調達等を含む。）を下請けし、又は受託することができないので、十分注意願います。

記

1 指名停止期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

2 指名停止の理由

第 年 月 日  
号

承認通知書番号  
住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

栗原市長 印

### 指名停止変更通知書

栗原市有資格業者に対する指名停止要領の規定に基づき決定した指名停止について、下記のとおり変更したので通知します。

なお、指名停止期間中は、栗原市が発注する工事等（業務委託、物品調達等を含む。）を下請けし、又は受託することができないので、十分注意願います。

#### 記

##### 1 指名停止期間

変更前	自	年	月	日
	至	年	月	日
変更後	自	年	月	日
	至	年	月	日

##### 2 変更の理由

第 年 月 日 号

承認通知書番号  
住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

栗原市長 印

指名停止解除通知書

年 月 日付け第 号で決定した指名停止について、解除したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 指名停止期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 2 指名停止解除日
- 3 解除の理由



年 月 日

栗原市長 殿

部長

指名停止措置要件該当報告書

市発注工事等において、指名停止の措置要件に該当すると認められる事案が発生しましたので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 該当する有資格業者
  - (1) 住所又は所在地
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 代表者職氏名
  
- 2 該当する市発注工事等
  - (1) 工事等名称
  - (2) 施工又は履行の場所
  
- 3 該当する措置要件
  
- 4 措置要件に該当した日及び内容

